【No. 1】 我が国の地方分権・提案募集方式に関する、A～Eの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

A. 提案募集方式は、地方公共団体等から、地方分権改革に関する具体的な支障事例等を踏まえた提案を募集し、その実現に向けて国が検討を行う仕組みである。
B. 提案募集方式においては、地方公共団体等に対する事務・権限の移譲のみが検討対象であるため、近年では提案がほとんど行われておらず、提案内容が実現することは極めて稀である。
C. 提案募集方式で、予算事業の新設や税財源配分の提案を行い、持続可能な地方行財政の確保に成果を上げている地方公共団体が、毎年一定数存在する。
D. 提案募集方式に基づく提案をした団体は、制度を所管する各府省庁から求められた場合、直接出向いて提案内容を説明する必要があるため、負担の大きさが問題視されることもある。
E. 提案募集方式に基づく提案に関する対応方針は、例年、年末までに閣議決定されるため、早いものであれば、年内に支障が解消する場合もある。

1. A、B
2. A、B、C
3. A、E
4. B、C、D
5. C、D、E

提案募集方式とは？

地域の課題を解決するために、**地方から国に対し国の法令等（通知・要綱等を含む）の改善案等を提案できる制度**です。

特徴

各府省庁との調整対象となった提案のうち、「実現・対応」の割合は約８割！
提案した年に政府の対応方針が決定し、早いものであれば年内には支障が解消！
※　各府省との調整状況は公開されるため、実現しなかった場合でも、理由が明確に。

対象

◇　地方に対する規制緩和
◇　地方への事務・権限の移譲
・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
・補助金等の要綱等によるもの

※対象外：
税財源配分や税制改正、予算事業の新設、補助金等の補助率の引き上げ、国が直接執行する事業の運用改善等

正答と解説

３．A、E
B：規制緩和等も対象。R７年408件、R８年385件の提案実績。
C：予算事業の新設や税財源配分の見直し等は対象外。
D：提案後は内閣府が各府省庁と調整。各府省庁から直接説明をするよう求められることはない。

提案募集方式　検索

内閣府　地方分権改革推進室